

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設 (国税20)(登録免許税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>先般の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。</p> <p>改正PFI法上、公共施設等運営権は、物権とみなし、抵当権を設定することができることとされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。</p> <p>その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、現在のところ公共施設等運営権を活用したPFI事業を行うことが予定されている事業に関し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことができるよう、PFI法第2条第1項第3号に規定する社会福祉施設、同法同条同項第4号に規定する観光施設分野における公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置を要望するもの。</p>
3	担当部局	民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初
6	適用又は延長期間	3年
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」とされ、PFI制度の拡充を行うことにより「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」ことが掲げられた。</p> <p>また、民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」(平成22年5月25日公表)においては、「民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」こととされ、「事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直ししていく必要がある」とされた。</p> <p>さらに、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)の国際展開・官民連携分野「従来型事業の拡大と新たな制度の構築」においても、「事業に参加する民間企業が行政と同じ税制や補助金等の条件で事業遂行できる仕組みの導入、幅広い投資家の参加を促すような税制面での工夫」が掲げられた。</p>

		《政策目的の根拠》 【新成長戦略】(平成22年6月18日閣議決定) ○PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(1999年のPFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大 【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」】(平成22年5月25日) ○2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 経済財政政策 【政策】 経済財政政策の推進 【施策】 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(1999年のPFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 公共施設等運営権に係るPFI事業の事業費</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成23年法改正により導入された公共施設等運営権にかかる登録免許税軽減措置の導入により、公共施設等運営権によるPFI事業の円滑な導入をはかり、もってPFI事業規模拡大に貢献する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	社会福祉施設分野、観光施設分野それぞれにおいて、平成24年度から公共施設等運営権を活用したPFI事業が実施される見込み。
		② 減収額	7.7百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成32年度) 平成23年法改正により導入された公共施設等運営権の登録等にかかる登録免許税を軽減することにより、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成32年度) 2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成32年度) 公共施設等運営権に対する登録免許税が民間事業者にとって負担となり、公共施設等運営権の普及が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p>

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成32年度) 公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	新たに創設された公共施設等運営権によるPFI事業を行う事業者は、運営権の設定等のために多大な投資を行うことになるため、運営権に係る登録免許税を軽減することは、運営権によるPFI事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

公共施設等運営権に係る登録免許税の軽減措置要望に係る
平年度減収見込額積算根拠

- 平成24年度税制改正要望については、平成24年度に公共施設等運営権（以下「運営権」という。）が導入されると見込まれる分野ごとに軽減措置を要求している。
 - 平成24年度、運営権を活用したPFI事業は、①社会福祉施設分野（障がい者支援施設）及び②観光施設分野（ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設）において、それぞれ1件、計2件が見込まれている。
 - 以上を踏まえ、平年度減収見込額の算出根拠は以下のとおり
 - ※ 軽減率は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）における類似の軽減措置でもっとも税率が軽減されているものに合わせている。
- (1) 障がい者支援施設（社会福祉施設分野）
- 平成24年度、障がい者支援施設において1件、運営権を活用したPFI事業が導入される見込み。
 - 障がい者福祉施設のPFI事業における事業規模の平均は、278（百万円）。障害者福祉施設の事業規模平均を、運営権価額と仮定する。
 - ① 運営権設定の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 $278 \text{ (百万円)} \times 0.001 = 0.3 \text{ (百万円)}$ となる。
登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3（百万円）となる。
 - ② 運営権を活用したPFI事業を実施する選定事業者が、合併された場合、移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 $278 \text{ (百万円)} \times 0.001 = 0.3 \text{ (百万円)}$ となる。
登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3（百万円）となる。
 - ③ 運営権が売買された場合等、その他の原因で運営権が移転した場合の移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の五であることから、税額は $278 \text{ (百万円)} \times 0.005 = 1.4 \text{ (百万円)}$ となる。
租税特別措置法第74条第2項の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278(百万円) $\times (0.005 - 0.001) = 1.1$ （百万円）となる。
 - ④ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権が設定されたと仮定すると、抵当権の設定の税率は、千分の四であることから、税額は $278 \text{ (百万円)} \times 0.004 = 1.1 \text{ (百万円)}$ となる。
租税特別措置法第75条の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円） $\times (0.004 - 0.001) = 0.8$ （百万円）となる。
 - ⑤ ④により抵当権を設定していた金融機関が合併され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、法人の合併による抵当権の移転の登録の税率は、千分の一であることか

ら、税額は 278 (百万円) $\times 0.001 = 0.3$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 80 条の 2 第 1 項第 6 号の例にならい、登録免許税の税率が 千分の 0.5 に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 278 (百万円) $\times (0.001 - 0.0005) = 0.1$ (百万円) となる。

⑥ ④により抵当権を設定していた金融機関が分割され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、相続又は法人の合併以外の原因による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 278 (百万円) $\times 0.002 = 0.6$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 81 条第 1 項第 3 号ロの例にならい、登録免許税の税率が 千分の 1.8 に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 278 (百万円) $\times (0.002 - 0.0018) = 0.1$ (百万円) となる。

⑦ ④により設定された抵当権が根抵当権であったと仮定して、当該根抵当権を設定していた金融機関が分割され、移転の登録がなされたと仮定すると、根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 278 (百万円) $\times 0.002 = 0.6$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 81 条第 1 項第 3 号ロの例にならい、登録免許税の税率が千分の 1.8 に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 278 (百万円) $\times (0.002 - 0.0018) = 0.1$ (百万円) となる。

⑧ 運営権による P F I 事業のために必要な資金が全額、複数の金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権の信託が設定されたと仮定すると、抵当権の信託の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 278 (百万円) $\times 0.002 = 0.6$ (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、 0.6 (百万円) となる。

⑨ 運営権の価額と同額の信託が設定されたと仮定すると、抵当権以外の権利の信託の登録の税率は、千分の一であることから、税額は 278 (百万円) $\times 0.001 = 0.3$ (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、 0.3 (百万円) となる。

①~⑨全ての減収見込額を合算すると、減収見込額は、 3.7 (百万円) となる。

(2) ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設 (観光施設分野)

○ 平成 24 年度、ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設において 1 件、運営権を活用した P F I 事業が導入される見込み

○ 本施設における平成 17 年度から平成 21 年度の純損益の平均は 23 (百万円)。事業期間は 15 年と仮定。純損益の平均と事業期間を掛け合わせたものを現在価値化したものを、本事業の運営権の価額と仮定すると、 307 (百万円) となる。

① 運営権設定の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 307 (百万円) $\times 0.001 = 0.3$ (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、 0.3 (百万円) となる。

② 運営権を活用した P F I 事業を実施する選定事業者が、合併された場合、移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 307 (百万円) $\times 0.001 = 0.3$ (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、 0.3 (百万円) となる。

③ 運営権が売買された場合等、その他の原因で運営権が移転した場合の移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の五であることから、税額は 307 (百万円) $\times 0.005 = 1.5$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 74 条第 2 項の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 307 (百万円) $\times (0.005 - 0.001) = 1.2$ (百万円) となる。

④ 運営権による P F I 事業のために必要な資金が全額金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権が設定されたと仮定すると、抵当権の設定の税率は、千分の四であることから、税額は 307 (百万円) $\times 0.004 = 1.2$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 75 条の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が 千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 307 (百万円) $\times (0.004 - 0.001) = 0.9$ (百万円) となる。

⑤ ④により抵当権を設定していた金融機関が合併され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、法人の合併による抵当権の移転の登録の税率は、千分の一であることから、税額は 307 (百万円) $\times 0.001 = 0.3$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 80 条の 2 第 1 項第 6 号の例にならい、登録免許税の税率が 千分の 0.5 に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 307 (百万円) $\times (0.001 - 0.0005) = 0.2$ (百万円) となる。

⑥ ④により抵当権を設定していた金融機関が分割され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、相続又は法人の合併以外の原因による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 307 (百万円) $\times 0.002 = 0.6$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 81 条第 1 項第 3 号ロの例にならい、登録免許税の税率が 千分の 1.8 に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 307 (百万円) $\times (0.002 - 0.0018) = 0.1$ (百万円) となる。

⑦ ④により設定された抵当権が根抵当権であったと仮定して、当該根抵当権を設定していた金融機関が分割され、移転の登録がなされたと仮定すると、根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 307 (百万円) $\times 0.002 = 0.6$ (百万円) となる。

租税特別措置法第 81 条第 1 項第 3 号ロの例にならい、登録免許税の税率が千分の 1.8 に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 307 (百万円) $\times (0.002 - 0.0018) = 0.1$ (百万円) となる。

⑧ 運営権による P F I 事業のために必要な資金が全額、複数の金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権の信託が設定されたと仮定すると、抵当権の信託の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 307 (百万円) $\times 0.002 = 0.6$ (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、 0.6 (百万円) となる。

⑨ 運営権の価額と同額の信託が設定されたと仮定すると、抵当権以外の権利の信託の登録の税率は、千分の一であることから、税額は 307 (百万円) $\times 0.001 = 0.3$ (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、 0.3 (百万円) となる。

①~⑨全ての減収見込額を合算すると、減収見込額は、4（百万円）となる。

よって、（１）、（２）の減収見込額を合計した減収見込額は、7.7（百万円）となる。

○ 参照条文

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第五章 登録免許税法の特例

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十五条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十四条 （略）

2 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、前条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十五条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得（以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。）をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払金に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

- 一 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権当該債権に係る貸付けを行った者
- 二 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債務の保証に基づく求償権当該債務の保証を行った者
- 三 住宅用家屋の新築等をするための対価の支払が賦払の方法により行われる場合における当該賦払金に係る債権当該賦払の方法により当該対価の支払を受けた者

四 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権独立行政法人住宅金融支援機構（信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第十六号。次項において「昭和三十八年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法（昭和三十八年法律第九十六号）第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む。次項において同じ。）の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

2 昭和三十八年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

- 一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八条第一項第一号に掲げる業務
- 二 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第五号に掲げる業務（同法附則第二条の規定により当分の間行うこととされている林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務を含む。）
- 三 漁業信用基金協会 中小漁業融資保証法（昭和三十七年法律第三百四十六号）第四条第一項第一号に掲げる業務
- 四 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和三十五年法律第七十七号）第二条第三項に規定する中央会 同法第三条第一項第一号に掲げる事業（認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定（金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に金融機関等（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。次項において同じ。）が提出した当該認定経営基盤強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 株式会社の設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の三・五
- 二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五）

- 三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の三・五
- 四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の二
- 五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得（次号に掲げるものを除く。） 千分の一・五
- 六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五

2 (略)

(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
 - イ 平成二十三年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の八
 - ロ 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の十三

二 (略)

三 先取特権、質権又は抵当権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

- イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四
- ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八

四 根抵当権の法人の分割による移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

- イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四
- ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八

2～6 (略)

(関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減)

第八十二条 関西国際空港株式会社が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

- 一 株式会社の資本金の額の増加 千分の一
- 二 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地（これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む。）並びに関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定 イ又はロに掲げる事

項の区分に応じイ又はロに定める割合

- イ 所有権の移転 千分の三
- ロ 地上権又は賃借権の設定 千分の一・五

2 関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十六号）の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

(認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定民間都市再生事業計画（平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。次項において同じ。）に基づき当該認定の日から三年以内に特定民間都市再生事業（同条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。次項において同じ。）の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築（同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内（特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内）にするものに限る。）をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五（平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築をする建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二）とする。

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画（以下この項において「資産流動化計画」という。）に基づき特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。）のうち倉庫等（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。）以外の不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）の所有権の取得をした場合（当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不

不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 資産の流動化に関する法律第四条第一項の規定による届出を行つていること。

ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券を発行する旨の定めがあること。

ハ 資産流動化計画に特定不動産（特定目的会社が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額（資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該特定目的会社が有する特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ニ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 特定目的会社がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

2 信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び次項において「投資法人法」という。）第三条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）が、投資信託（投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、投資信託約款（投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。）に従い特定資産（投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合（当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限り。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（信託会社等が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ロ 当該投資信託が投資法人法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合には、当該投資信託に係る同条第十一項に規定する投資信託委託会社が宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ハ 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第

一号の適格機関投資家からのものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 信託会社等がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

3 投資法人（投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限り。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 規約に資産運用の方針として、特定不動産（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ロ 投資法人法第八十七条の登録を受けていること。

ハ 投資法人から投資法人法第九十八条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投資法人法第二条第十九項に規定する資産運用会社が、宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ニ 資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 投資法人がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

4 前三項の場合において、平成二十三年三月三十一日までに第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の八」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の十一」とする。

（特定の社債の受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税）

第八十三条の三 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲

げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合には、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買い戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

- 一 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権（以下この条において「社債的受益権」という。）の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。
- 二 当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。
- 三 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。